

平成25年度 第1回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

平成25年5月20日（月）

新宿区 区長室 区政情報課

午前10時00分開会

【会 長】 それでは、時間がまいりましたようなので、ただいまより平成25年度第1回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

それでは、議事に入る前に、本日の資料について事務局から確認をしていただきます。

【区政情報課長】 皆さん、おはようございます。区政情報課長でございます。

平成25年度の第1回の審議会ということで、午前中のご参集、ありがとうございます。

本日の審議会については、お手元に事前にお配りしてありますとおり、11件の案件がございまして、ボリュームがございまして、よろしく願いいたします。

それでは、資料確認前に、この4月1日の人事異動で広報係長がかわりましたので、ご紹介させていただきます。

新しい広報係長、山川でございます。

【広報係長】 山川です。よろしく願いいたします。

【区政情報課長】 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。事前に皆様のお手元に「学齢簿・就学援助システムの開発」の1番の資料から、最後は「生活保護受給者の就労支援業務の委託について（訂正）」、11の資料まで事前に配付をさせていただきました。

資料1、2は、1-1、1-3までの3つの附属資料、それから、資料2、資料3、資料4、資料8にはそれぞれ1点の附属資料を配付をさせていただきます。お手元の資料をご確認いただければと思います。本日、机上に年間の日程表もお配りしてさせていただきます。以上の資料の中で不足がございましたら、事務局のほうにお申しつけいただければお届けいたします。いかがでございましょうか。

【会 長】 よろしいでしょうか。

【区政情報課長】 最後に確認させていただこうかと思っていたのですが、冒頭でお願いをしたことがございます。

実は、6月中に前年度の個人情報の運用状況の報告を行うことにしておりますが、只今、各担当課に取りまとめの作業を依頼し、集約している最中でございます。本日の審議会には間に合わないということで、次回の6月20日の審議会でご報告をさせていただきたいと考えてございます。

ただし、議会への報告も6月公表前までに行うといったことがございまして、6月20日の2回目の審議会での皆様へのご報告の前に議会のほうに報告をさせていただくといった日程にな

ります。私どものほうで議会報告前までに各委員の皆様には資料、運用状況の報告資料をご郵送させていただきますので、事前にご確認をいただいた上で、何かございましたら、ご連絡をいただくといった形で対応させていただきながら、議会への報告をさせていただき、6月20日に改めて皆様には審議会でご報告をさせていただくといった方法をとらせていただきたいと思います。ぜひ、ご了解をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

私からは、以上でございます。

【会 長】何か今の点についてご意見、ご希望、ございますか。なければ、それでは、運用状況のことは次回ということにいたします。

それでは、次第に沿いまして審議を進めてまいります。説明される方は資料を読み上げるのではなく、資料の要点を説明していただき、必要に応じて補足を加えていただくようお願い申し上げます。

それでは、まず、資料1、「学齢簿・就学援助システムの開発等について」であります。それでは、説明をお願いいたします。

【学校運営課長】それでは、資料に基づきましてご説明をいたします。資料を1枚おめくりください。事業の概要でございます。

この学齢簿・就学援助システム開発の目的ですが、現在は、学齢簿システムを活用して業務を行っていますが、この学齢簿・就学援助システムを開発することによりまして、業務全般の合理化を図るということでございます。

具体的には、現在の就学援助につきましては、生活保護を受給される方を要保護者と申し上げてございますが、生活保護を受けいないが要保護者に準ずる程度の方も対象としてございます。生活保護費の1.2倍の所得を基準としています。

この就学援助につきましては、これまで所得を確認するときはその都度申請者から所得証明を出していただき、それと世帯構成によって決まってまいります要保護者、準要保護者の要件を照らし合わせて一件一件手作業で進めていたところでございます。このシステムを入れることによりまして、それがシステムで一括処理ができるということで、今回の開発を行うことにいたしました。これによりまして、申請者にとっても、その都度所得証明等をお出しいただく必要がなくなるということでございます。

おめくりをいただきまして、学齢簿・就学援助システムの開発というところでございますが、資料1-1と資料1-2をあわせてごらんいただければと思います。この資料1-1の真ん中

の段は、現在学齢簿システムで使わせていただいているデータでございまして、この赤丸のところは資料1-2の税情報のうち住民基本台帳税情報というホストコンピュータの中に入っております。

今回、新たにつけ加えますのが、右側の欄の情報でございまして、その他雑所得情報が新たに加わるということでございます。

また、四角青で囲んでございます生活保護受給者情報につきましては、新たに取り込むものでございますが、これは生活保護システムから取り込みます。それを取り込んだ中で中間サーバーを介しまして、統合基盤サーバーを通じて本件のイントラPCの中で、画面上で確認を行うといったシステムになります。

雑駁ではございますが、説明を終わらせていただきます。

なお、件数としては大体3,000件ということでございますので、これを一括して自動判定ができることによりまして、事務の効率化が図れるというものでございます。また、つけ加えますけれども、このシステムを構築する際のデータについては、区職員が立ち会って漏えい等がないというような形で徹底を図りたいと考えてございます。

以上でございます。

【会 長】 諮問事項は、システムを開発するということと目的外利用ということなので、今のご説明は、何か、何をやるかをご説明いただいたんで、諮問事項は何ですか。

【学校運営課長】 失礼いたしました。諮問事項といたしましては、区の中に持ってございます税情報、それから、生保システムの中に入っております生活保護受給者情報を利用させていただきたいというところでございます。

【会 長】 システムの開発というのはどこが管理していて、誰が管理しますとか、どういう状態のものをどこのコンピュータで管理するとかということ、目的外利用というのは、もともとどういう目的で保有している情報を、どのような理由でそれ以外のことに利用するといったことを、配付の資料に基づいてご説明いただければ結構です。

【学校運営課長】 失礼いたしました。それでは、学齢簿・就学援助システムの開発、それから、就学援助費及び就学費の支給に係る住民課税情報等の目的外利用についてでございます。

システムの概要につきましては、先ほど資料1-2でご説明をしたところでございます。目的外利用につきましては、学齢児童と同一の世帯に属する者ということでございますので、申請をされている方の世帯情報を利用させていただきたいということでございます。

また、記録項目につきましては、先ほど説明をいたしましたけれども、赤丸と、それから青三角のところの情報を利用させていただきたいということでございます。

それから、記録するコンピュータにつきましては、資料1-2のとおりホストコンピュータ及び生保システムのコンピュータ、統合基盤サーバーを使わせていただくものでございます。

本件の開発内容といたしましては、イントラネットシステム統合基盤上に学齢簿・就学援助システムをカスタマイズした上で、統合基盤サーバーの中に導入をするというものでございます。

その中で、内容といたしましては、学齢簿の管理、あるいは、入学通知書等さまざまな帳票類の発行、それから、申請者の情報の登録、あるいは、認定支払いの処理等を行っていくものでございます。

契約に当たりましては、情報が漏れないようセキュリティーポリシー等を遵守し、職員が立ち会い等を行うことによって情報漏えいを防ぐということございまして、開発は4月から行い稼働は3月からということでございます。

その右側の目的外利用ですが、保有元については、税務課、生活福祉課等ございまして、利用先は私ども学校運営課ということでございます。

目的外利用を行う理由といたしましては、生活保護を受けている要保護者、あるいは、準要保護者、生活保護法における当該世帯の基準額の1.2倍に当たる方等を特定いたしまして、システムで自動判定をしていくということでございます。

【会 長】座ってご説明いただいて結構です。

【学校運営課長】目的外利用の期間といたしましては、予定でございますが、本日も承認をいただければ、5月20日から、させていただければというところでございます。

次のページでございますけれども、業務委託でございまして、委託業者といたしましては、株式会社アクトというところに既に決めさせていただいております。ここに対しまして開発をさせるところでございます。契約としては、4月1日から3月15日までということ既に契約はしてございますが、こういった今回の個人情報を使わせていただけるかどうかということの条件はつけてございますので、本日も了承いただければ、私どもが使わせていただきたい情報をご了承後、使わせていただくというような形で開発を進めてまいりたいというところでございます。

雑駁でございますが、以上でございます。

【会 長】まず、学齢簿のシステムが現在あると思うのですが、それと今回の話との関連がわからない。それで、今度の新しいシステムをつくったら、前のシステムはどうなるのかというようなことが全くわからないという感じですね。ご説明してください。

【学校運営課長】学齢簿システムにつきましては、現在使わせていただいている情報がございまして、それは資料1-1に出てございまして、現在の学齢簿システムで使わせていただいている情報がございます。

今回、新たにふえる情報と減る情報がございまして、一覧表に載せさせていただきましたけれども、不要になる情報は当然入手はしないということでございまして、新たに右の欄にある情報につきましては入手をさせていただいて、それをコンピュータの中で活用させていただくといった内容になってございます。

【会 長】ということは、新しい開発ではなくて、項目を追加したいというご説明をしておられますか。

【学校運営課長】はい。データの利用としては、現在のシステムの中で使っています情報の中の減らす部分とふやす部分があるということでございます。就学援助につきましては今までは所得の証明を出していただいていた手作業で処理していましたが、これをシステムで一括処理するということです。

【会 長】学齢簿システムというのが現在あるだろうということは何となく想像つきませんが、また情報項目が増減するという話もわかりましたけれども、今ある学齢簿システムがどうなるのかというのがよくわからない。それで新しく開発をして、今のシステムは廃止するのか、それとも今まで手作業で行っていた就学援助を処理できるよう今のシステムを修正して統合するのかどちらでしょうか。

【学校運営課長】失礼いたしました。事業概要の、3ページの下のほうでございまして、学齢簿・就学援助システムを新たに開発することによりサービスの向上を図るものでございます。なお、新たなシステムの開発により学齢簿システムは廃止をいたしまして、学齢簿システム内の既存データは移行をするということでございます。

【会 長】就学援助システムというのは、何にも今まではデータの管理がされていないということよろしいですか。

【学校運営課長】就学援助については、学齢簿システムの中に取り込んだ情報を使いながら手作業でやっていたということで、システム上としては新たに開発をするといったものでござい

ます。

【会 長】担当課というのが学校運営課となっていますが、現在も学齢簿システムというのはこの学校運営課が管理しているということではないですか。

【学校運営課長】はい、学校運営課のほうで管理をしております。

【会 長】それから、就学援助業務もこの課でやっていたと。

【学校運営課長】はい、私どもの中でやってございます。

【会 長】やっていたということですね。今度、学齢簿システム単体ではなくて就学援助システムということにして就学援助のデータを入れたいということですね。

【学校運営課長】はい。

【会 長】データが大きくなれば、どんどん危険が大きくなるわけですがけれども、これは2つに分けるんじゃなくて1つにしたいということですか。

【学校運営課長】はい、画面上の中で、その生徒の方の情報を一元的に管理をさせていただきたいという部分で、画面上1つで管理をしたいというところでございます。今まではすべて紙データで保存をしていたものでございます。

【会 長】わかりました。それで、そういうものを、それを1つに開発して、今あるものは廃棄するということですね。

【学校運営課長】はい、紙データとしては廃棄をします。

【会 長】紙データは持っていてもいいかもしれんけれども、学齢簿のほうはやめてしまう、廃止するということですね。

【学校運営課長】そのシステム自身はやめてしまうということです。

【会 長】新しいものをつくるということですね。それで、その作成を委託する。そのデータを集めるために、税務情報を目的外利用で利用させてください、ということですね。わかりました。

ご質問、ご意見、ございますか。

どうぞ、西村委員。

【西村委員】システムの概要についての質問ですが、これは就学の補助の申請に来たときに、現在は紙ベースでいろんなことをチェックしたり、書類を提出していただくという必要があるけれども、これを今度新しいシステムにすることによって、画面の上でそれが確認できるというのをねらったんでしょうか。それとも、事前に、例えば、税務情報のデータベースにアクセ

スして、そして基準額の、例えば、1.2倍に当たる方を全部網羅的に引っ張ってきてデータベースを自分のところに蓄積しておくという、そういう形をねらっているのでしょうか、そのいづれなのでしょうか。

【会 長】どうぞ、ご説明を。

【学校運営課長】これにつきまして、申請主義でございますので、申請した方について確認するというところでございます。

【会 長】西村委員。

【西村委員】今の件はわかりました。

それから、本件とは直接関係ないですけれども、教えていただきたいことは、この申請されて実際に援助を受けているという情報の情報は学校側には伝えられるんですか。

【会 長】ご説明ください。

【学校運営課長】現在、この申請につきましては、通知も含めて学校経由でさせていただいております、学校は一定把握をしているということでございます。

【会 長】よろしゅうございますか。ほかに。それでは、久保委員どうぞ。

【久保委員】西村委員の質疑に関連しているので、先にご質問させていただきます。

この5ページの目的外利用についてなんですけど、イメージがぱっとわからなかったんですけども、申請制なので、税務課との合致するデータというのは事前に用意しておきたいという意味で今回かけられたのではなくて、申請した時点で税務課の情報にアクセスするといった意味の諮問事項なのですか。

【会 長】ご説明ください。

【学校運営課長】基本的には、この税務情報の中のデータをホストを介して利用するというところでございますので、申請に基づいて利用するというところでございます。

【会 長】どうぞ、ご説明ください。

【学校運営課長】申請があった方のみを閲覧できるシステムになってございます。

【会 長】久保委員。

【久保委員】事前に照らし合わせた情報を学校運営課が持っていたいということではなくて、手続きをやりやすいようにするために今回ここにかけてきたということでもいいですね。

【学校運営課長】はい、そのとおりです。

【久保委員】わかりました。大丈夫です。

【会 長】田中委員。

【田中委員】これは今までそれぞれが源泉徴収とか、申請の際は所得証明を当然出すわけですね。ところが、今回、それが事務上必要がなくなるという話を書いてありますけれども、基本的には、申請をした際にその人の税情報を得るといのは本人同意が必要ですよね。本人同意はどのようにとられるんですか。

【会 長】ご説明ください。

【学校運営課長】本人同意は、申請をしていただくときに本人同意欄をつくることによりまして、そこで同意をしていただく中でとるということでございます。

【会 長】田中委員。

【田中委員】そうしますと、例えば、途中で職業が変わったり、当然、所得の収入変化がありますね。そうすると、それは、基本的には税情報の中に反映されていない場合がありますね。そういう場合は、基本的に必要な収入証明を紙ベースで確認をするということになるんですか。

【会 長】ご説明ください。

【学校運営課長】新宿区が持っております住民税の課税情報で補足できない方につきましては、従来どおりの紙ベースで出していただくということになっております。

【会 長】田中委員。

【田中委員】いずれにしても、ここは非常にデリケートな問題だと思うんですけども、就学援助を受ける方の対象者といえ、当然、児童全員になるわけですね。そうすると、こういうシステムそのもの自身がそういう形でとられるということ自身がですね、本来は、基本的に全児童や保護者に周知をされなきゃいけないと思うんですね。

そうしますと、この個人情報保護審議会の大体オーケーが出た後、就学援助の今後のシステムについてこのように変更しますと、それで閲覧をしますということの周知はどのように行っていくのかなんですが。

【会 長】ご説明ください。

【学校運営課長】その点につきましては、来年度以降の就学援助システムでございますので、適用は来年度からということになりますが、広報等で申し込みの要件等を広報する機会がございますので、そういった中で周知はしてまいりたいというふうに考えてございます。

【田中委員】実務的には、申請者の方から見れば、書類をそろえる必要性がありませんので、その点では利便性を図られるというふうに思うんですけども、そういう意味では、個人情報

がそういった形で見られるということになりますので、利用される方だけではなくて、その対象になられる方に、システムの変更とあわせて、その辺の理解を求める努力をですね、事前にしておいていただきたいというふうに思います。

【会 長】今の点のご意見でよろしいですね。次に、鍋島委員。

【鍋島委員】これは、アクトという株式会社がシステム開発を受託して、データの打ち込みもするわけですか。

【会 長】ご説明ください。

【学校運営課長】私どもが管理している中で、システムの中に業者によって打ち込みをしていくというものでございます。

【会 長】今の質問は、開発した後も入力をするという質問だろうと思うんです。それでいいんですか。ご説明ください、どうぞ。

【学校運営課長】失礼いたしました。ご質問の趣旨は、今区が持っている情報を一件一件打ち込むのかというご質問でございましたでしょうか。大変申しわけございません。これにつきましては、機械上で移行いたしますので、一件一件打つということはありません。申しわけございませんでした。

【鍋島委員】そうしますと、アクトのほうにシステムをつくってもらって、データを移行するのは区の方が移行をするんですか。そうすると、委託先のアクトというところは、システムだけをつくってもらうのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【学校運営課長】使う情報につきましては、区の情報を使いますけれども、この情報の目的を達するようなシステムを構築するということについては、アクトにやってもらうということでございますが、当然、開発をしている段階で、委託業者が情報は見るということはあるかと思えます。

【会 長】今までの開発の諮問では、普通ダミーデータを使って開発を終了させる。システムが開発されたら、それは区のほうへ持ち込まれて、後の運営はすべて区の職員がやると、こういうのが我々の普通の理解だと思えますが、今回はそれと違うということをご説明しておられますか。

【鍋島委員】それを聞きたい。

【会 長】ご説明ください。

【学校運営課長】開発の過程の中で、いわゆる区のデータを使わせていただくということでございます。それについての情報管理というのは、区職員が立ち会う等やって、徹底をしてまいりたいということでございます。

【会 長】ということだそうでございます。ご質問、ございましたら、どうぞ。

それじゃ、今の、普通は、ダミーデータで開発しておられるんですけども、ダミーデータじゃだめだという理由をご説明ください。

【学校運営課長】説明が不十分で申しわけございません。開発当初は、サンプルのデータを使わせていただきながら、それでシステムが正常に動くといったことが確認できましたらば、開発の中で区の本物データを入れさせていただいて、開発を進めてまいりたいというところでございます。

【会 長】普通は区の職員の方が、実際のデータを使ってテストするものだと思うんですよ。業者が開発する際は、ダミーデータで行うものだと思うんです。それが、普通のやり方だと思うんですよ。先ほどの説明では業者が本物のデータを扱うと聞こえましたが、それはどっちなのでしょう。本物のデータを使うのならば、なぜダミーデータでできないのか理由を説明いただきたい。はい、事務局、どうぞ。

【区政情報課長】このシステムの諮問と報告の案件を事前に説明受けておりまして、今、会長がおっしゃいましたとおり、開発時にはダミーデータでそのプログラムの動きを検証させていただくと、それが終了した後に、現在の学歴システムに入っておりますデータを新システム、就学援助を含めたファイルをつくってありますので、そこに移行する作業まで業者のほうで行うと。その後、それが適正に動くかどうかは、当然、会長おっしゃるとおり、事務方のほうで確認をし、本稼働と、こういった流れで説明を受けておりますので、そのような手順になろうかというふうに聞いております。

【会 長】それじゃ、誤解がないということいいんで、ただ、それを徹底して、説明の方が十分説明できないということは、趣旨が理解されていないのかなと思うんで、それはきちっとお守りいただきたいというふうに思います。

はい、ほかに質問、鍋島委員。

【鍋島委員】それに関連するんですけども、移行はわかりましたけれども、その後のものはこのアクトではなくて、ご担当課がなさるのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【学校運営課長】委員ご指摘のとおり、担当課で管理をしまっているというものでございます。

【会 長】ほかにご質問、ご意見、ございませんか。

よろしいでしょうか。それであれば、開発と目的外利用については諮問事項ですので、これは、ご意見なければ諮問ということにして、業務の委託については、報告事項ですので、了承ということで、これでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】そういうことで、この件は終了といたします。ご苦労さまでした。

【副会長】確認ですが、今の状況だと、学齢簿に入っている情報にプラスして情報をとるとい
うご発言がありましたよね。これは情報を追加するのだから、これはこれで、たとえ学齢簿が
なくなっても、そのシステムに移行してそれを使うのであれば、情報の追加を出さないとまず
いんじゃないですか。それとも、項目をふやして、審議会は関係ないと言うんなら別だけれど
も。新設の中に入っているというふうに主張されるなら別かもしれないけれども、それだつた
ら、その開発自体を一からちゃんと議論しないといけないということになると思うんですよね。
名称は学齢簿だけれども、新しいシステムにそのままそっくり使うわけでしょう。

【会 長】どうですか、今の点。ご説明ください。

【学校運営課長】システムとしては新規に開発をするというものでございます。

【会 長】だから、前のは廃棄するから、前のものの増減ではないという意味ですか。

【学校運営課長】結果としてはそういうことでございまして、資料の1-1に取り込むデータ
の内訳をつけてございますけれども、新規に開発をするということでございます。

【会 長】じゃ、小林先生。

【小林委員】もっと具体的に言わせていただくとね、この開発をするというのは、今から作業、
開発をするわけですよね。ですから、作業は開始されていると。しかし、システムは来年から
使うわけですよね。ただし、この情報は今年度に収集するんでしょう。だから今の学齢簿に追
加をしないと、現実として来年の4月から使えないじゃないですか。今年度つけるというこ
とは、この学齢簿システムに追加していくのでしょうか。違いますか。新しいシステムつくるから
何でもありだつていうのであれば、ゼロから審議しなきゃいけない。

【学校運営課長】確かに、現在の学齢簿システムというのは、今年度はこの紙データを使って
ございますので、今年度中はこの学齢簿システムは生きてございます。ただ、来年度からは、
システムを入れるということになりますので、そこは、移行する中で機械の取り込みというの

はあると思いますけれども、利用するのは来年度からというところがございます。そのシステム自身は新しく開発をさせていただくといったところがございます。

【会 長】副会長がおっしゃっているのは、ここに、資料1-1に色違いで増減がしめされています。この増減のことは、年度内に、来年の3月までにこの増減が行われるんじゃないか、それで、それが現在の学齢簿システムの中に入力されるんじゃないですかということを質問しておられるんですよね。

じゃ、ご説明ください。

【学校運営課長】このデータにつきましては、9月まではさまざまシステムの開発、仕組みの開発をしてございまして、それ以降、システム上の動作環境が整った後にこういったデータを取り込まさせていただいて、新年度からに備えてまいりたいということでございます。

【会 長】だから、小林先生がおっしゃっているのは、それは現在のシステムの変更じゃないですかと、それ自体が諮問事項にあたるのではないかとということです。現在のシステムを変更すること、この登録事項を増加することが変更で、システムの変更として諮問事項の対象じゃないですか、事務局のほうでも説明してください。

【区政情報課長】ばたばたしてしましまして、一応、この開発、10月ぐらいまでに新しい、現在の学歴システムの項目プラス就学援助支援の項目を加え、また、指定校等々削るものは削ったファイルを別にご用意をするといった開発作業をしながら、それまでの間は現行の学齢簿システムと紙ベースで、いわゆる事務処理は進めて、並行稼働をさせていただく。

10月以降、そのファイルができ上がった段階で現行データを移行するといった委託業務をやっていただいて、その後は新しく就学援助の項目が既にご用意されている、いわゆる新システムのほうで仮稼働といった形で運用しながら、年度末まで検証作業をすると、そういう形で本稼働へ結びつけていくといった流れを聞いておりますので、実際にここでご説明が足らなかったのは、あくまでも学齢簿システムを今運用しながら別に開発を進めていって、大体でき上がったところで、ダミーデータで検証が終わった段階で、データが移行できるねといった状況がおおむね10月ぐらいと聞いていますので、10月ぐらいにデータ移行をやって、その後、仮稼働という形で運用を進めていく。それで問題がないといった状況が確認できて本稼働、こういう流れで事務作業を考えているといったことで、データ移行後は、学齢簿システムのほうは、先ほど言ったとおり廃止をしてしまうといった段取りなので、新規開発といった書き方をさせていただいているといった説明を聞いております。

【会 長】いずれにしろ、新しいシステムができる前にデータを入れるんですよね。そうしたら、審議に来年度の稼働に向けて準備のためのデータを入力することの承認を求めたらどうですか。それで、それをこういうふうに使いますから、危険がございませんから、これでご承認くださいと言ってもらったほうがいいんじゃないですか。それとも、全然入れないというのなら、わかりましたということにします。どうですか。

ご説明ください。

【学校運営課長】先ほども少し申し上げましたけれども、システムの動作環境が9月ぐらいに整う予定で進めてございますので、その動作環境が整う、予定としては10月以降になると思いますけれども、つきましては、データ移行によって、データを入れさせていただいて、4月1日からの運用に向けて準備をさせていただきたいというところでございます。

ただ、入れて、その間使う中で、事業者等に対して区の職員が立ち会って管理するなど、嚴重にそれは管理してまいりたいというところでございます。

【会 長】それは、さっきの説明と違うじゃないですか。現在のデータは業者には使わせないということできき承認したつもりなんですよ。それでは、全然違いますよ。わかっていないですよ。個人情報の扱い方が全然わかっていないですよ。

【学校運営課長】すみません、説明が不十分で、申しわけございません。そこについては、データは移行いたしますけれども、あくまでもダミーデータといいますか、そういったところで当然……

【会 長】ダミーデータと実際のデータは違うでしょう。それを、実際の数値を入れて、これがダミーデータですって言われたって、それはダミーデータとは言わないじゃないですか。

【区政情報課長】再度、先ほども申し上げたとおり、開発のプログラムが適正に動くかどうかの検証はダミーデータで当然作業すると。その動きが正常に動くよといった形で、構築が、いわゆる開発がほぼ終了という言い方はおかしいですけれども、ファイルができ上がった段階で、そのファイルのデータをきちっと落とし込んで、ファイルサーバーとして活用していく準備をするといったところで、現行の学齢簿システムにある情報を新しくつくったファイルにデータを移行するという作業を今回報告事項で上げてございますので、実際に業者はそのデータの移行するプログラムをつくり、移行する作業をプログラムを介して行い、それが適正に移行できたよと確認をするところは業務委託でやりますが、実際にデータを使った検証作業というのはやらないといったご説明をさせていただいたつもりでございます。

【会 長】9月ごろできたら、それを使うとおっしゃるから、開発の説明を見ると、26年3月本稼働と書いてあるわけだから、それまで、実際のデータを使うということは許されませんよ。それを使おうという説明を盛んにしておられるから、それはだめだと申し上げている。だから、こんな検討不十分では出し直しじゃないですか。どうですか。委員の方に、この件の処理についてご意見ありましたらどうぞ。

鍋島委員。

【鍋島委員】わからないんですけども、開発は開発で、それから移行は移行で、2つに分けてくださればわかるんですけども。

【会 長】だから、開発と移行とその後の運用というのは別です、移行なんていうのは。ただ、こちらのデータをこっちコピーする話ですから、それは別に何の問題もないわけで、それを区の人にできないって、それは向こうが開発したんだから、こっちのデータをこっちにコピーする話を、システムって言って、向こうが、そんなのは一瞬の出来事の話なんで。

【学校運営課長】大変申しわけございません。データは、使うというのは、業者が使うということではなくて、職員が、当然管理して職員が使うということでございます。

【会 長】それはね、さっきも説明して、そうして理解を深めてあげたつもりでおります。それをまた覆して、業者にも使わせるんだといった説明があったので、れは全然理解できていない。そういう個人情報に対する認識が不足しているんだと思うんですよ。

だから、もう一度よく課内で議論されて、個人情報というのはどれほど守るのが大切なことかという、もう一度議論し直していただだけませんか、はっきり申し上げて、恐縮だけれども。

副会長。

【副会長】私が質問したのも、親切で話をしているんですよ。ご理解が全然いただけないので、私の結論は、会長のおっしゃるとおり、来月に延べるということで、もうここでは議論はできないと思うんです。

でも、私が言っていることがわからないというのが問題なので、どういうことかという、新システムをつくるんだから何でもいいやという話じゃなくて、新システムに移行するときに、学齢簿の情報を使わせてもらいますということであれば、問題なく、今まで使われたものを新システムに移行するかどうかの、それを使わせてもらいます、よろしいですかということで、こちらがいいか、悪いかを決めればいいという話ですよ。

それにまず情報がプラス・マイナスがあるということでやる場合には、2つ方法があって、

1つは、私が申し上げたように、今の学齢簿の情報を修正したいと、増減をしたいと、それはなぜかという、新システムに移行するためで諮るか、それとも、新システムで出すか、ですね。新システムで出すんなら、学齢簿と関係ないんだから、当審議会はゼロからですから、全項目について議論するということになりますよね、当然。どっちもやっていないじゃないですか。それだったら、やりやすいほうで、学齢簿の情報収集のあれを変えて、来年4月からそれを使うけれども、事前に収集しますというのが常識でしょうから、そういうことをやりますと言ってくれば、じゃ、今のは、審議会は過去了承しているんでしょうから、そのプラス・マイナスの部分だけを簡単にやれるからということで私はお話をしたんで、それをわからないで、何か手続とかいろんなことをお話しになっているんで、全然答えが違うと思うんですよ。

大きく分けて3つあるんですよ、これ。そうですね。情報のプラス・マイナスの部分があつて、もう一つは、新システムの是非についてということがあつて、最後に、外部委託の是非というこの3つがあるんですよ。あとの2つは言っているんだけど、全然それについて、増減について説明はされているけれども、新システムで全項目を出すぞと言ってやっているのかどうかは議論していないんですよ、説明のほうでは。それが問題だと言っているんです。新システムで全部ゼロからやるんだって言うなら、それでもいいですよ、3日ぐらいかかるだろうけれども、そうなるよ。

普通なら、今の情報を使うんだから、使わせてくださいと言っているんだから、学齢簿だって、使うと言っているじゃないですか。だったら、それを増減させてくださいと言えば、簡単な話じゃないですか。使うのは、現実には、落とし込むのは、ことし落とし込まないとテイクできないでしょう、これ。それとも、来年、どういうふうにするんですか、皆さんが。そういうことですか。

【学校運営課長】今ご指摘のように、落とし込みはしないと、当然、来年4月1日から稼働いたしませんので。データとしては落とし込みをさせていただきたいというところでございます。管理としては、少し私が途中で違うことを申し上げたかもしれませんが、基本的には、職員が本データについては管理をするということでございます。

【会 長】そちらの日程があるんだと思うんですけども、先ほどの結論を一旦取り消ししまして、次回に継続審議で、事務局どうですか。

【区政情報課長】それでは、6月20日の2回目のときにもう一度改めて仕切り直しでかけさせていただくと。事務方のほうからはですね、学齢簿システムを今年度ずっと並行稼働で引っ張

って開発をやって、要は、両方、2つのシステムをとったお話を承っていたので、新規開発という流れで今回かけさせていただきましたが、現実的な個人情報の取り扱いについては、既存のシステムにプラスアルファをするもの、それから除くものといった増減があるといった形でまとめていく話になりますので、その辺をきちっと明確にさせていただく形で、次回、かけさせていただくという対応をします。

【会長】先ほど、一応結論を出しましたが、あれは誤解に基づいているものでありましたということで、取り消しさせて、よろしゅうございますか、取り消しで、継続審議ということにいたしましょう。

それでは、次に、資料2、「新宿区コールセンターFAQシステム及び新宿区区民意見システムの再構築等について」であります。

それでは、ご説明お願いいたします。

【広聴担当課長】広聴担当課長の谷川です。座って説明させていただきます。

まず、資料2の事業の概要、こちらのほうの中ほどの事業内容欄ですね、こちらをごらんください。

上から10行目からですけれども、本システム、区では平成20年3月に新宿区コールセンターFAQシステム、そして、21年4月にはFAQシステムのデータベース上のサブシステムとして新宿区区民意見システムをそれぞれ導入しました。

しかし、25年度末に現行の意見システム、この機器等が5年経過しまして、更新時期を迎えまして、また、保守管理委託先のデータセンターの廃止・移転のため、多額の更新経費が見込まれることになりました。

したがって、この機会にシステムを見直しまして、データについては継承し、情報政策課が管理する統合基盤、インターネット、イントラネットシステムですね、こちらのほうへ新たな新システムを再構築を行うというものでございます。

なお、新たなシステムでは、セキュリティー管理が十分に行われるよう暗号化された制御システムによりまして、IDとパスワードを用いて送受信を行うなど安全な総合通信環境を実現します。

また、意見等の収受から回答までの進捗状況をシステムで一元的に管理できるようにし、処理の効率化を図ります。さらに、行政事情把握のための支援機能としまして、寄せられた意見等を新たなシステム上で分析しまして、そのデータを各課が施策や事業の継続的な見直しに活

用できるようにするというものでございます。

資料別添の2-1をごらんください。

こちらのほう、下段の表の右側、再構築後の欄、再構築後と書いてありますね、こちらを見ていただきますと、まず、現行の内容を引き継ぐ内容といたしましては、これまで記録されている全データ、全登録項目、それと、あと対象や処理内容などは変更はございません。

そして、具体的に再構築の内容としましては、ハード面ではサーバー機器やクライアント用のパソコンの導入、ソフト面では、こちら記載されてありますとおり、区民向けの画面や職員向けの画面、また、ユーザー情報管理などのプログラムとなっております。

この資料の裏面の下のほうをごらんください。こちら、下のほう、個人情報のセキュリティ確保の欄でございますが、こちらのほうは、本システムにつきましては、暗号化した専用システムによりまして送受信を行うというものでございます。

資料2の本編のほうに戻っていただきまして、資料2の2枚目をごらんください。一番上にあります記録される情報項目欄でございますが、こちらのほうの2、記録する個人情報の項目でございますが、こちらのほうは、新たにパスワードやIDを記録するようになります。

次に、開発等を委託する場合において、個人情報保護対策欄、こちらのほうは下から2番目の欄がございますが、ごらんください。こちらは、再構築の過程におけますテストやデータセットアップには区職員が立ち会うことといたします。

また、この資料の裏面をごらんください。こちらのほうは、この業務の業務委託のことについての用紙でございますが、こちらにつきまして、このシステムの再構築につきましては、情報政策課が管理いたしますインターネット、イントラネットシステムの受託業者、この保守を受託している業者に委託を行います。

そして、下から2番目の項目でございますが、委託に当たり、区が行う情報保護対策でございますが、契約に当たりまして、特記事項を付すとともに、データの抽出及びデータのセットアップには区職員が立ち会います。また、抽出された情報は施錠できる金庫、キャビネットに保管いたします。また、受託業者には個人情報取扱責任者、取扱者をあらかじめ指定させるというものでございます。

説明、簡単でございますが、以上でございます。

【会長】ご質問かご意見、ございますでしょうか。

先ほどの議題でちょっと問題になったのですが、この業者に委託する内容ですけれども、デ

データベースの移行及び動作の検証というところがございますけれども、移行はわかるんですよ。業者にやってもらわないと、業者が開発したシステムですから、どういうふうにしたらデータが入りやすいかなんて向こうが知っているのは当たり前のことで、それは、一回限りの仕事で入れたらおしまいということなんです。

問題は、その後の動作の検証なんですけれども、動作の検証というのは、普通は職員のほうがやるのではいかと思うのですけれども。

【広聴担当課長】まずダミーデータで。

【会 長】ダミーデータは移行する前にやる仕事だと思うんですよ。すべてシステムが動くようになることをダミーデータで確認して、それで納入してくるのが手順だと思うんです。向こうで、こちらがいろんなデータ、難しいデータをいっぱい与えまして、向こうで一生懸命テストして、今までの例は全部ちゃんと動いていますと確認して、区に納入してくる。実際にデータを扱って操作するのは区の職員でないとまずいと思うんですよ。その点はどうですか。

【広聴担当課長】実際の、本物のデータについては職員がやります。業者が勝手に見るということではありません。

【会 長】いいですか。ここの表現が動作の検証まであれに入るのかなと思ったから。

【公聴担当課長】動作検証というのは、先ほど会長がおっしゃいましたような、事前のテスト段階での話なんですね。

【会 長】わかりました。誤解ないということで。

ほかにご質問、ご意見、ございますか。

これは再構築だから、今までもちゃんと動いているんですよ。

【広聴担当課長】動いております。

【会 長】じゃ、そういうことで、これは、ご質問がなければ、再構築については諮問事項ですので、承認と、それから、業務の委託については報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】本件はこれで終了とします。

それでは、次に資料3、「地域センター受付システムの開発等について」であります。

それでは、ご説明をお願いします。

【生涯学習コミュニティ課長】生涯学習コミュニティ課長の遠藤でございます。よろしくお願

いします。

件名でございますように、「地域センター受付システムの開発等について」でございます。

この目的は、地域センターの利用者の利便性を向上させ、集会室等の利用機会の拡大を図るというものでございます。特に、学生さんや勤労者の方など若い世代に利用しやすくすることで地域コミュニティの醸成及び次世代の地域コミュニティの担い手の育成を目指すというものでございます。

現在、地域センターは、実際に地域センターに行って受け付けをしなければいけない。それで、今までのように一斉受け付けにより抽選を行いまして、その後の残った利用枠を一般受け付けでインターネット上に公開しまして、利用したい方がパソコンから空き状況などを見て、そこから申し込みができるシステムを導入して、地域センターの集会室などをより効率的に使っていただくというものでございます。

中身については、若松の所長をお願いします。

【若松町特別出張所長】若松町特別出張所長の井上でございます。よろしくをお願いします。座って説明させていただきます。

では、1枚おめくりいただきまして、事業の概要をごらんいただきたいと思います。

まず、事業名でございますが、今申し上げましたとおり、地域センター受付システムでございます。担当課としましては、特別出張所及び生涯学習コミュニティ課ということで、事務分担につきましては、その事業概要の下に記載しているとおりでございます。

目的につきましては、先ほど生涯学習コミュニティ課長が申し上げたとおりでございます。

対象者につきましては、地域センターの利用者でございます。

事業内容としましては、先ほど申し上げましたとおり、現在地域センターにおいて紙媒体により処理及び管理しているものをインターネットシステムを導入することによって電子で申請を可能とするものでございます。

このシステムの導入に当たりましては、新宿未来創造財団が運営するレガスシステムが、今回私どもで導入しようとしている地域センター受付システムとほぼ同様の機能を持っておりまので、それをカスタマイズすることによって管理していきたいと思っております。それに伴いまして、2つ目の諮問事項でございますが、レガスシステムとの結合もでございます。

2つ目でございます。従来、各地域センターの窓口において紙媒体により行われていた貸し出し施設及び貸し出し施設の附帯設備に係る利用申請を利用者のパソコン及び地域センターの

窓口を設置される窓口端末によりインターネットを通じて行うことができるようにするものがございます。あわせて、利用者からはインターネット上で空き状況等の確認もできるものがございます。

3つ目でございます。上記1、2により蓄積されました受付システム内の処理実績を活用し、貸し出し施設等に係る利用件数及び利用率の統計処理を行うということで、これは地域センターを管理していただいている指定管理者である地域センター管理運営委員会の事務の効率化にもつながるところでございます。

対象者等につきましては、一番下に記載のとおりでございます。

1枚おめくりいただけますでしょうか。地域センター受付システムの開発についてでございます。

記録される情報項目についてご説明いたします。個人の範囲としましては、登録団体及び貸し出し施設等の一般利用者でございます。記録項目等につきましては、記載のとおりでございます。記録するコンピュータは、レガスシステムを格納しているサーバーが設置されているデータセンターといたします。

新規開発・追加・変更の理由でございますが、先ほど事務事業でご説明したとおりでございますので、割愛させていただきます。

新規開発・追加・変更の内容でございますが、レガスシステムを活用して開発する機能としまして、管理者側としましては、記載の4つの機能、利用者側としましても、記載のとおり4つの機能でございます。

さらに、レガスシステムに備わっていない新規に開発する機能としまして、カレンダー機能の追加がございます。これは、管理者機能及び利用者機能双方についてでございます。

以外につきましては、記載のとおりでございます。

開発を委託する場合の個人情報の保護対策についてでございますが、これについても記載のとおりでございます。

新規開発・追加・変更の時期でございますが、ことしの4月に未来創造財団との協定を締結しております。今回の議を経まして、今後開発等に入ってまいりまして、管理者機能による運用の開始、仮稼働でございますが、7月を予定しております。本稼働は10月を予定しているところでございます。

1枚おめくりいただきまして、諮問事項の2つ目でございます。外部結合についてござい

ます。

外部結合の相手方でございますが、公益財団法人新宿未来創造財団です。

結合する理由、形態等につきましては、記載のとおりでございます。

結合の開始時期及び期間でございますが、平成25年10月1日から以降継続とさせていただきます。

情報保護対策でございますが、管理者パソコンにコンピュータウイルスの除去機能、外部からの不正侵入を防止する機能を備えたソフトウェアを導入いたします。地域センターの窓口を設置するタッチパネル専用のコンピュータ及びソフトウェアを導入し、貸し出し施設の利用申請以外のサイトの閲覧を制限します。地域センター受付システム以外には使えない窓口端末を設置するものでございます。

地域センター受付システムを使用する際には、パスワードによる確認を行うということで個人情報の保護を徹底してまいります。

システムを操作する職員には個人情報保護及び管理を十分にするよう研修、指導を実施してまいります。

1枚おめくりいただきまして、報告事項でございます。開発業務等の委託についてでございます。

開発業務の中身については、説明したとおりでございますので、割愛させていただきます。

委託の開始時期及び期限でございますが、平成25年7月1日から9月30日まで。

委託に当たり、区が行う情報保護対策といたしましては、1枚おめくりいただきまして、別紙1、さらに、その次の次のページになりますが、別紙2の特記事項を付記しまして、情報保護の徹底を図ってまいります。

受託事業者に行わせる情報保護対策といたしましては、取り扱い責任者及び取扱者をあらかじめ指定することと、ID及びパスワードを設定することにより情報保護対策の徹底を図ってまいります。

次のページ以降に、契約に当たり付すべき特記事項が4枚ございまして、5枚目をごらんいただけますでしょうか。これは報告事項になります。地域センター受付システムに係る開発業務等の再委託についてでございます。

区と未来創造財団が契約しまして、未来創造財団のレガスシステムを現在保守運営している株式会社ワイイーシーソリューションズに対して再委託するものでございます。

再委託する内容等につきましては、記載のとおりでございます。

1枚おめくりいただきますと、資料3-1ということで、地域センター受付システムの構成を記載してございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

【会長】再委託というのは、委託先がさらに委託するということですね。

【若松町特別出張所長】未来創造財団からレガスシステムを運用するワイイーシーソリューションズに委託するということでございます。

【会長】ご質問かご意見、ございますでしょうか。

特別ございませんようでしたら、システムの開発と外部結合につきましては、諮問事項ですから承認……

【若松町特別出張所長】委員長、申しわけございません。1枚目でございますが、諮問事項に外部結合、第17条第1項が抜けておりましたので、至急修正させていただきますので、よろしくお願ひします。

【会長】諮問事項は2つですね。

【若松町特別出張所長】訂正のほど、よろしくお願ひいたします。

【会長】外部結合、それから、報告事項は業務委託と再委託という、これも2つの報告事項については了承ということによろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会長】本件はこれで終了といたします。ご苦労さまでした。

それでは、次に資料4、「障害者総合支援システムの開発等について」であります。

それでは、ご説明お願ひします。

【障害者福祉課長】障害者福祉課長でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、資料4につきましてご説明させていただきます。

事業の概要についてごらんください。私ども、障害者福祉課では、今現在ですが、事業内容について、先にご説明させていただきます。障害者福祉課では平成15年からアクセスファイル、これは職員が開発して使っておりました、そのシステムと、それから平成18年度から障害者福祉総合システムというものを、このシステム、SWANと私たちは言っているんですが、このシステム2つで今までいろんな情報の管理をしておりました。

ただ、ご存じのとおり、障害者につきましては、自立支援法、それから、その改正、そして、

今年からは総合支援法と法律がどんどん変わってしまいまして、そのたびにいろいろなシステムの変更がありまして、さまざまにバージョンアップさせながらこのシステム2つを駆使してやってまいりました。

その間、こちらのシステムには入っているんだけど、こちらのシステムには入っていないとかそういった問題、7年以上経過いたしまして機能が不足している問題、それから、たび重なるバージョンアップによりまして効率性、保守性の悪化問題が発生してまいりました。それに対して、今回の総合支援システムを開発し、情報の一元管理及び保守性、効率性の向上を図るということで今回ご審議していただくことにいたしました。

対象者は、各種サービスの対象者でございまして、障害福祉サービスと、それから区の単独サービス、心身障害者医療費助成、それから、特別障害者手当、重度心身障害者手当のほか障害者手帳交付者並びに該当のサービス受給者ということでございまして、その後、それから、その世帯に属する者ということでございますので、対象件数でございますが、約6万件、実対象人数は1万5,000人ほどの情報をこのシステムで管理させていただくことにしております。

続きまして、それでは、諮問事項についてご説明させていただきます。別紙の諮問事項のほうをごらんください。

登録業務の名称でございますが、主には障害者手帳、それから、障害福祉サービス、障害者地域生活支援サービス、心身障害者福祉手当等、そのほかそちらにございますようなさまざまなサービスをご利用の方の情報をそちらで管理いたします。

登録される情報でございますが、障害者手帳交付者及び上記各種サービスの受給者、並びに当該障害者手帳交付者及び各種サービス受給者の世帯に属する者の範囲でございます。

記録項目は資料4-1をごらんください。ここにありますが、こちらのいろいろな情報が4ページにわたって書いてございます。

現行からの変更という欄を見ていただくとわかるとおり、ほとんどが継続でございますが、中には使っていない情報もございますので、そちらについては必要に応じて廃止、それから、今回これに新しく入れるものとしたしまして、例えば、真ん中のあたりに疾病名ということで、これは今回新たに障害者福祉サービスに難病の方が入りましたので、そちらの方の情報を取り込むということなので、足したり、引いたりしているものがこちらのデータになっております。

では、もとの諮問事項のほうの紙に戻っていただきまして、こちらでございますが、現在、アクセスファイルで、それから、福祉総合システムを統合いたしまして情報を一元管理するこ

とで機能の充実、効率化、保守の向上を図るといたします。

あとは、開発を委託する場合における個人情報保護対策ということで、契約に当たりましては、個人情報保護に関する特記事項を付し、事業者に遵守させるとともに、開発に当たりましては、架空のテストデータを十分に使用し、必ずセットアップにつきましても区の職員が立ち会います。

新規開発・追加の時期でございますが、7月に契約を締結いたしまして、26年1月にはシステムの仮稼働、26年4月、来年の4月をもちまして本稼働ということで目指しております。

では、引き続きまして、報告事項でございます。

こちらは、今のシステムの開発に当たりまして業務の委託ということでございます。

委託先でございますが、今現在のシステムにつきまして、C I Jソリューションズでございますが、今回は新たにプロポーザルで選ぶ予定にしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

【会 長】ご質問かご意見、ございますでしょうか。ございませんか。

そうしますと、システムの開発については諮問事項ですので、承認ということにして、業務委託については報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

【会 長】本件は終了いたします。ご苦労さまでした。

それでは、次に資料5、「非肥満保健指導対象者等の判定及び非肥満保健指導利用券等の発送に係るシステムの開発について」であります。

それでは、ご説明をお願いします。

【健康推進課長】健康推進課長です。

では、資料5です。ご説明します。

「非肥満保健指導対象者等の判定及び非肥満保健指導利用権等の発送に係るシステムの開発について」、ご説明申し上げます。

事業の概要でございますが、事業名は特定保健指導及び非肥満保健指導、担当課は健康推進課でございます。

目的は、生活習慣病の発症や重症化を予防するものでございます。

対象者は40歳以上74歳以下の国民健康保険加入者で、特定健康診査を受診した者でございます。

事業の内容ですが、現行のものは平成20年度より40歳以上74歳以下の対象者に健康診査を実施して、いわゆるメタボリックシンドロームに該当する方に対して生活習慣の改善等々を指導しているもので、これは区が医療保険者として行っているものでございます。

この指導に当たりましては、個々の連合会等で開発したシステム等々を利用し、区のコンピュータのほうでデータを取り込んで外字対応した発送システムによって利用券等の発送を行っているものでございます。

これに対し、それには該当しないが非肥満の方でも健診の結果が高血圧、高血糖等々そういうものから、腹囲は該当しないけれども、ほかの部分で生活習慣病の発症リスクが高いというような方に対しまして、これは指導をしたほうが良いのではないかとということで、今年度より新宿区の独自事業として、非肥満保健指導対象者に対し、そのリスク数に応じた保健指導及び受診勧奨値を超えたものに対して通知等の受診勧奨を行うというものでございます。

それに当たりまして、現状のシステムですと、判定等々現状のシステムだけでは対応ができないということで、新たに非肥満の対象者に対しても印刷を行うシステムを区独自に開発して、外字対応もしていきたいということで、3ページに対照表がございますのでご覧ください。

現行のものが特定保健指導対象、いわゆるメタボリックの対象者なのですが、幾つかの条件でリスクが高いという非肥満の方に対するものということで、その非肥満の判定システム及び利用券の発送、これを新規に開発するというものでございます。

4ページでございますが、簡単に説明いたしますと、担当課等々は記載のとおりでございますが、個人情報の範囲ですが、40歳以上74歳以下の受診した者で、記録項目としては、住所以下記載の項目でございます。

記録するコンピュータとしてはホストコンピュータで、区の情報政策課の所有するものです。開発の理由でございますが、現在のシステム、活用しているシステムでは対応できない。非肥満対象者の印刷ができないということでございます。

開発の経緯でございますが、データシステムより結果を抽出して、新規のデータシステムに取り込んでそれを新たなシステムとして印刷するシステムを開発すると。

開発の時期でございますが、6月に開発をして、7月、仮稼働、8月、本稼働という形で進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

【会 長】ご質問かご意見、ございますでしょうか。

これは、対象者は1,000人くらいということになるんですか。

【健康推進課長】対象者は、最後の判定対象者数に、3ページに記載してございますとおりでございます。

【会 長】これ、全部ですか。それとも、非肥満と書いてある対象者ですか。

【健康推進課長】930です。

【会 長】そうですね。この2つを足した、保健指導と非肥満保健指導、わかりました。

ご質問、なければ……開発でございますので、諮問事項ですので、承認ということにいたしますが、よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】承認ということで終了です。

【会 長】それでは、次に、資料6、「特定保健指導及び非肥満保健指導対象者の健康診査結果に係る印刷システムの開発について」であります。

それでは、ご説明ください。

【健康推進課長】健康推進課長です。ご説明いたします。

「特定保健指導及び非肥満保健指導対象者の健康診査結果に係る印刷システムの開発について」でございます。

2ページの事業の概要のところでございますが、先ほどと同じような内容ですが、現行は先ほど申しましたようなシステムで対応しているところです。

2ページの真ん中辺のところですが、当該個別指導票は外字対応していないため、区職員による手書き対応というようなところがありました。また、個別指導票の内容も若干わかりにくい部分があります。そういうものを改善していくものです。

わかりにくいというのは、1つは、非常に項目が多い、また、印字欄も非常に細かいため少し見えにくい。そういうこともありまして、その辺の改善を求める要望がありましたので、その辺に対応していく。さらには、非肥満の方に対する、先ほど説明しました区独自の事業等に対応していくということでございます。

3ページでございますが、現行のシステムと今後の対応でございます。特定保健指導対象者の部分と非肥満保健対象者の指導部分、黒く墨がかかっている部分がこの件に関する新しい部分ですが、個別指導票は現在も外字対応をしていますが、表記が非常に細かく、項目が多過ぎて見えにくい。これを必要な項目に限定して、印字もわかりやすく、外字対応もしていくということで、特定保健指導対象者のほうはそういう個別指導票の印刷のシステムを開発、また、

非肥満の対象者に関しても、先ほど申しあげましたような経緯がありますので、個別指導票の印刷の部分も新たに開発していくということでございます。

4 ページでございますが、先ほどと同じで、担当課等々は健康推進課と、また、記録項目としては、住所以下、記載の項目でございます。

理由でございますが、先ほど申しあげましたような手書き対応、また、内容が不明瞭、そういう部分の改善、また、非肥満に対する改善でございます。

システム開発は、同じでございますが、6月に開発、7月に仮稼働、8月に本格稼働ということでございます。よろしくお願いたします。

【会 長】外字というのは、もともとのコンピュータに入っているシステムに漢字が入っていない漢字ということですね。だから、個人名なんかで特殊な文字は、もともと住民基本台帳に全員の名前が登録されているわけだから、そこで外字問題というのは処理されているはずだと思うんですが、その点はどうなんですか。これだけで、別途開発しないといけない問題なのでしょうか。

事務局、どうぞ。

【区政情報課長】基本的には外字ファイルがございまして、ホストコンピュータ内では管理はされています。ただ、小型の、各個別の部局のシステムのほうでは、外字を随時取り込まないと印字ができないと、正確性を期するというのであれば、今回、印刷システム自体をホストコンピュータ内で行うといった開発を今回かけさせていただいておりますので、ホストコンピュータ内で印字システムをつくり上げて、そこで印刷、プリントアウトしたものを発送すると、こういう流れになっておりますので、今後は正確なものがきちっと印字できるといった状況になります。

【会 長】この外字のシステムはほかのいろんなシステムに共用できるものかなと、それ、どうしてこれだけかかっているのか、よくわからない。

【区政情報課長】外字の受け渡しについては幾つかパターンがありまして、さっき統合基盤の連携サーバー内に外字ファイルをデーリーで更新した情報を置いて、それを個別システムで取り込んで外字を出現させるという、個別システム型の方法と、ホストコンピュータに逆に小型のデータを送り込んで印刷ファイルをつくってしまって印字をするといった2パターンございまして、今回の開発は後者のほうの開発といった方法をとらせていただくといったものでございます。

【会 長】わかりました。ほかにご質問、ご意見、ございませんか。

ないようでしたら、先ほどの関連で、要するに、印刷の仕方の話のようですので、この点は、一応、開発ですので、諮問事項ですから、承認ということによろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】承認として、本件は終了いたします。

次いで、資料7、「健康診査（区民健康センター）の結果に係る電子データの作成委託について」であります。

それでは、説明お願いいたします。

【健康推進課長】健康推進課長です。では、説明いたします。

健康診査（区民健康センター）の結果に係る電子データの作成委託でございます。

事業の概要でございます。

事業名は健康診査、担当課は健康推進課（区民健康センター）でございます。

目的は、区民の健康の保持及び増進を的確に、迅速に行う。

対象者は16歳以上の区民で、勤務先・学校等において健康診査の受診の機会のある者を除くということでございます。

経緯でございますが、平成20年4月以降、国民健康センターにおいて健康診査を対象者、16歳から39または40歳以上で国民健康保険等々に該当する者に対して行っていました。そういう対応で電子データ等の作成をしておりましたが、平成25年度より民間の医療機関への委託等を主にいたしまして、区の4つの保健センターでの健康診査は廃止いたしました。そういうことがありまして、区民健康センター及び委託医療機関において健康診査を実施しているわけでございます。

健康診査で区直営の実施機関が区民健康センターのみとなりましたので、今まで保健センターで受けていた方が区民健康センターのほうに来られるということもございまして、実施件数の増加が見込まれます。そういうこともございまして、健康診査の結果のデータを電子化するに当たって、データ処理等々がふえてきますので、それに対して保健情報システム処理用の電子データの作成を委託していくというものでございます。

そこに健康診査の実施から健康診査票の電子データまでの流れ等々は健康診査票を書いてもらいまして、それを電子データ化していくというもので、作成自体は本人が書きますが、それを電子データ化していくものでございます。

処理件数は、現在、平成24年度は1,669件でしたが、これが25年度に関しては、1,000件程度ふえるのではないかと、こういうことを踏まえまして、データ処理を委託していくというものでございます。

3ページが作成委託の内容でございますが、委託先に関しましては、複数の見積もり競争により選定していく予定でございます。

情報項目といたしましては、郵便番号、住所ほか記載のとおりでございます。

処理させる情報項目の記録媒体といたしましては、紙と電磁的媒体、いわゆるCD-ROM等でございます。

委託理由としましては、そのようなデータの量、または、専門技術的なノウハウ、委託して処理するものでございます。

委託内容等々に関しましては、そこに記載、健康診査票の内容等々を委託で電子データ化するものでございます。

個人情報もしっかりとキャビネット等で保管してもらおうということで、平成25年6月から実施するものでございます。

以上でございます。

【会 長】まことに恐縮、職員の方、お忙しいとは思いますが、1,600件ぐらいのデータを入れるのは職員では無理なのではないでしょうか。委託しないとだめですかという意味ですが。そこらで、何か特殊な入力があるとか、どうして委託なのですか。

【健康推進課長】現状、24年度職員対応をしておりますが、これが、健康診査を受けるところが、今までは4つの保健センターもやっていたんですが、ことしから区の直営は区民健康センターだけになってしまったので、保健センターでやっていた人数もこっちに来るだろうということで、現在1,600なんですけど、プラス1,000件ほどふえるのではないかと、2,500件近くになるのではないかとというふうに想定されておまして、そういう量的なもの、また、それに伴う技術的なものということ踏まえまして、委託をお願いしたいというところでございます。

【会 長】やはり、個人情報だから、なるべく区の中で処理していただいたほうが本当はいいんですけども、その点はどうかと思ってお聞きしました。

ほかにご質問、ご意見、ございませんか。

ないようでしたら、これは報告事項ですので了承ということでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会長】本件は了承ということで終わりにいたします。

次に、資料8「職場復帰訓練（リワークプログラム）の委託について」であります。

それでは、ご説明をお願いいたします。

【人材育成等担当課長】それでは、総務部人材育成等担当課長、下杉と申します。どうぞよろしく願いをいたします。

「職場復帰訓練（リワークプログラム）の委託について」、では、1枚資料をおめくりいただきまして、事業の概要で、簡単に概要をご説明させていただきます。

この職場復帰訓練、リワークプログラムにつきましては、メンタルヘルスの不調によって病气休暇または休職中の区職員のうち、リワークプログラムに参加するよう、指示を受けた職員が対象者でございます。

また、委託先につきましては、区職員の健康診断等を委託しております「こころとからだの元気プラザ」の市谷施設が対象でございます。

それでは、事業内容を簡単にご説明申し上げます。

まず、このリワークプログラムに参加するよう指示を受けた職員の選定でございますが、資料一番最後にフローチャート8-1となっております、図もつけてございますので、どうぞそちらもあわせてごらんいただければと思いますが、対象者の主治医の許可、また、本人の了承、そして、区のほうにおります産業医の判断、この3つの条件がそろいまして、リワークの対象者を選定いたします。

この対象者につきまして、私ども新宿区のほうで受託事業者のほうに、後ほど申し上げますが、申し込みを行うという形になります。

その次に、受託事業者につきましては、リワークの対象者につきまして事前のカウンセリングを実施いたします。このカウンセリングにおきましては、病歴ですとか現在の生活状況、また、目標を確認した上で、実施期間及び内容を確定するものでございます。

実施の期間は、原則として8週間、また、対象者は、担当のカウンセラーと適宜経過面談を実施しまして、参加時間、また、内容を段階的にステップアップさせるものでございます。

次に、3ページでございますが、この情報提供する項目を書かせていただいております。

まず、区が委託先に提供する情報項目につきましては、区職員の所属及び氏名でございます。また、委託先がリワークプログラムに参加する職員から収集する情報項目につきましては、住所、氏名、生年月日、年齢、勤務先、病歴、現在の生活状況、目標確認の情報、こちらを本人

の同意に基づきまして、本人から直接収集することになります。

一番最後、先ほどご説明申し上げました実施のフローチャート、こちらでリワークプログラム、職場復帰に向けた体験プログラムなのですが、こちらを申し込み、事前カウンセリングを行いまして、あとは実際にリワーク、最大8週間ということでリワークを行い、そして、職場復帰に向けて本人に努力をしてもらう、こういった事業を今年度から始めることにいたしてございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

【会 長】ご質問かご意見、久保委員。

【久保委員】2点、お伺いしたいんですが、3ページの項目の、処理させる情報項目ですが、この項目はわかったのですが、今の委託先が情報収集すると思うんですね。これはプログラムが終了した後は、この情報は破棄なのか、それとも区のほうで持っているのか、その辺のところをお聞かせいただきたいんですが。

【会 長】ご説明ください。

【人材育成等担当課長】このプログラムの情報につきましては、これはもう、リワークプログラムが終わった段階では相手先には必要のない項目になりますので、区のほうで情報として最後もらう形にしてございます。

【会 長】久保委員。

【久保委員】2点目です。その情報は人材育成等担当課のほうで何かファイル、名簿をつくって管理するという事によろしいですか。

【人材育成等担当課長】人材育成等担当課のほうで経過情報として預かる形になります。

【会 長】よろしゅうございますか。ほかにご質問、ご意見、ございませんか。

なければ、これも報告事項でございますので、了承ということにいたします。よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】本件は終了いたします。

【人材育成等担当課長】どうもありがとうございました。

【会 長】ご苦労さまです。

それでは、資料9、「新宿区立西新宿シニア活動館における受付及び案内業務（一部）の委託について」であります。

それでは、ご説明をお願いいたします。

【高齢者福祉課長】 高齢者福祉課長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、「新宿区立西新宿シニア活動館における受付及び案内業務（一部）の委託について」ご報告いたします。

1枚おめくりいただきますと、事業の概要がございます。

担当課は、高齢者福祉課でございます。

目的は、新宿区立西新宿シニア活動館の開設に当たりまして、受付及び案内業務の一部を委託することにより活動館の運営の効率化を図るものでございます。

対象者は、受付業務といたしまして活動館の利用者及び活動館を活用した事業の利用者でございます。

案内業務については、活動館の見学者を対象としております。

事業内容ですが、平成25年6月1日に開設する予定の西新宿シニア活動館に係る指定管理者制度の導入につきましては、昨年度の第2回本審議会において報告し、承認を受けているところでございますが、活動館の開設に当たりまして、管理運営の効率化を図るため、受付及び案内業務の一部を社団法人新宿区シルバー人材センターに委託をするものでございます。

なお、この業務につきましては、主に午後6時以降において行われる業務が3点ございますが、こちらを委託するものでございます。なお、多忙期におきましては、上記業務を通常の開館時間、午前9時から午後6時までにおいて行う場合もございます。

1枚おめくりいただきたいと思っております。内容につきまして、引き続きご説明いたします。

委託先については、まず、指定管理者が社会福祉法人奉優会、委託先としましては、社団法人新宿区シルバー人材センターでございます。

委託に伴い事業者処理させる情報項目としては、利用者に係る部分については、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、ファクス番号、緊急連絡先でございます。見学者に係る情報項目としては、先ほどのところから性別と生年月日を除いた項目となっております。

処理させる情報項目の記録媒体としては、紙及び電磁的媒体です。

委託理由については、先ほど申し上げたとおり、委託内容についても、先ほどのご説明のとおりでございます。

委託の開始時期及び期限ですが、平成25年6月1日の開設から平成30年3月31日まで、これは指定管理期間と同じ期間となっております。

委託に当たり、区が行う情報保護対策といたしましては、指定管理者には協定書に別紙、特記事項を付すとともに、委託先には指定管理者が委託先と締結する委託契約書に別紙、特記事項を付すものでございます。

委託事業者に行わせる情報保護の対策といたしましては、まず、指定管理者に関しては、取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、提供された情報は施錠できる金庫に保管をする。委託先につきましては、取り扱う個人情報の業務は、あくまでも活動館内のみで取り扱うこととし、委託先は指定管理者及び委託先が保管する個人情報の複製及び持ち出しは行わないものとするものでございます。

説明は以上です。

【会長】何かご質問かご意見、ございますか。

なければ、本件も報告事項ですので、よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会長】了承といたします。

次に、資料10でございます。中学生に対する学習支援業務の委託について、であります。

それでは、ご説明をお願いいたします。

【保護担当課長】保護担当課長でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、資料10に基づきまして、中学生に対する学習支援業務の委託についてご報告申し上げます。

1枚おめくりいただきまして、事業の概要でございます。

中学生に対する学習支援業務、担当課は生活福祉課及び保護担当課でございます。

事業の目的ですが、生活保護受給世帯の中学生について、全日制高等学校への進学率を高め、安定した就労の機会をふやし、経済的自立を助長することをもって、貧困の連鎖の防止を図るためでございます。

対象者につきましては、新宿区の生活保護受給世帯の中学生のうち、本事業による学習支援を受けることを希望する者、以下支援学生と言わせていただきますが、及びその保護者でございます。

事業内容でございますが、生活保護世帯の世帯主が過去に生活保護を受給したことがある世帯で生育した場合、割合が25%を占めるといったような研究会の報告がございますので、そのような状況の中で、新宿区におきましては、生活保護受給世帯の中学生について、全日制高等

学校への進学率を高め、安定した就労の機会をふやし、経済的自立を助長することをもって、貧困の連鎖の防止を図るため、生活保護世帯の中学生を対象に学習支援をやることといたしました。

本事業の実施に当たりましては、こういった対象者の個別の状況に応じた寄り添い型の支援を行うと同時に、学習に関する専門性を必要とすることから、公募型プロポーザル方式で決定した事業者と連携して行ってまいりたいと考えます。

対象者は、30人の見込みでございます。

次に、本事業の中身でございます。

委託先につきましては、株式会社栄光でございます。

委託に伴い事業者処理させる情報項目でございますが、まず、中学生に係る情報項目につきましては、住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、既往歴、学習環境、在籍している中学校名及び学年、学習成績、志望高等学校名でございます。保護者に係る情報項目につきましては、住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、既往歴でございます。

処理させる情報項目の記録媒体は、紙及び電磁的媒体でございます。

委託理由につきましては、先ほど事業概要で申し述べたとおりでございます。

委託の内容でございますが、3点ございます。1つは、中学生に対しまして、全日制高等学校への進学を目的とした学習支援を行うこと、2点目は、中学生一人一人の学習状況に応じ、個々の学習支援計画を策定すること、3点目は、今申し述べました2点の計画に基づきまして、学習支援、家庭訪問及び面接を行うことでございます。

委託の開始時期は、平成25年5月1日から、期限は26年3月31日まででございます。

受託事業者に行わせる情報保護対策といたしましては、3点ございまして、1点は、取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告する。2点目といたしまして、提供された情報は施錠できるキャビネット等に保管する。3点目といたしまして、電磁的媒体の処理に係るパソコンの使用に際しては、パスワードを入力するよう設定させる。なお、委託に当たりましては、次にございます特記事項を付してございます。

以上でございます。

【会長】 すみませんが、委託先の栄光という会社をちょっと簡単に、ごく簡単にご説明ください。

【保護担当課長】 学習塾を主にやっている、栄光ゼミナールというところをやっている株式会

社でございます。

【会 長】わかりました。久保委員。

【久保委員】ちょっと別の機会でも質問させていただいたんですが、委託先が決定したので、2点確認したいのですが、まず、授業の場所は決まりましたか。どこでやられるんでしょうか。

【会 長】どうぞ、お願いします。

【保護担当課長】失礼しました。ご説明申し上げます。

新宿区シルバー人材センターの中の4階でございます教室1、2を拝借いたしまして、新宿ここ・から広場という旧東戸山中学校に新しくできた建物の中でやらせていただきます。

【会 長】久保委員。

【久保委員】わかりました。栄光ゼミナールさんは、塾の実績があるということで、プロポーザルで決まったということ、今ご報告いただいたんですけれども、心配事がありまして、実際に授業を行う先生なんです、プロ教師と呼ばれる先生、つまりは社員ですよ、あと学生のアルバイトをよく使われているんですよ。今回は、この選定に当たって、その辺のところを詰めて、つまりは、何が言いたいかといいますと、再委託とまでは言いませんが、学生アルバイトの先生の場合だと、塾が契約して先生を雇っていると思うんですが、そういう先生だと個人情報に関して心配だなと思ったのでお聞きしたいんですけれども、教える教師というのはどういうふうな先生なんでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【保護担当課長】ご説明申し上げます。

まず、こちらは支配人といまして、コーディネーターする者が2名以上おります。こちらは会社の社員になります。それから、今おっしゃられました学習の指導をする、支援スタッフに当たるんですけれども、こちらの者は、今のところ、委員おっしゃるように、大学生を中心とした方にお声をかけるということを伺っておりますが、こちらの会社につきましては、個人情報のプライバシーポリシーを取得されておまして、そういった学生の方たちに対してもきちんと個人情報の保護について規定を設けて指導されるということでお約束をいただいているものでございます。

【久保委員】そうですね、栄光さんとの関係になるので、新宿区側でなかなか徹底できないという点が心配だったのですが、特に今回の場合は生活保護受給世帯だということがわかっている指導なので、少し心配だったのでその辺は徹底していただきたいと思います。

【会 長】今の点は意見だということで、ほかにご質問、ご意見、ございませんか。

西村委員。

【西村委員】こちらの3ページ目の支援学生に係る情報項目の内容ですけれども、この中にある既往歴というのは、医療的な既往歴を意味するのでしょうか。そうだとすると、何の目的で収集・記録するのか知りたいのですが。

【会 長】ご説明ください。

【保護担当課長】今お尋ねの既往歴でございますが、例えば、まず、医学的な部分の既往歴も含まれます。それは、学習に至るに当たって、例えば、発達障害がおありなのか、どうなのかですとかそういったところを視野に入れて支援をするためのものがございます。

【会 長】西村委員、どうぞ。

【西村委員】発達障害、学習障害、それはこういう学習支援上で大変重要なことだと思うんですけれども、生活保護世帯を対象にしたときに、それがことさら必要なのか、それとも、一般事項として考えていらっしゃるのか、どちらでしょう。

【会 長】ご説明ください。

【保護担当課長】ご説明申し上げます。

学習支援に当たりましては、一般事項として必要な情報ではないかと考えてございます。

【会 長】よろしゅうございますか。

ほかにご質問、ご意見、ございませんか。

それでは、この件も報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】あと1分ありますので、最後の意見を、同じ説明者のようなので、引き続きやらせていただきます。

それでは、資料11、「生活保護受給者の就労支援業務の委託について」であります。

それでは、ご説明願います。

【保護担当課長】引き続きまして、保護担当課長でございます。

本件につきましては、平成24年度第2回当審議会です承いただいたところにつきまして、訂正事項がございましたので、訂正をご報告申し上げますのでございます。

訂正箇所についてのみご説明申し上げます。2枚目の事業概要をごらんください。

担当課でございますが、昨年度報告時、生活福祉課とだけ報告しておりましたが、保護担当

課を加えさせていただきます。

対象者でございますが、下段でございます対象者、実績を入れさせていただきます。25年3月末現在、116名程度になってございます。

続きまして、次の訂正箇所は、処理させる情報項目の記録媒体でございます。こちら、昨年度は「紙」とだけ報告をさせていただいておりましたが、「紙及び電磁的媒体」と加えさせていただきますたいと存じます。

次に、受託事業者に負わせる情報保護対策でございますが、媒体として電磁的媒体を加えさせていただきますので、電磁的媒体の処理に係るパソコンの使用に際しては、パスワードを入力するよう設定させるというものでございます。

以上でございます。

【会 長】かしこまりました。何かこの件について、ご意見、ご質問、ございますでしょうか。

田中委員。

【田中委員】訂正なんですけれども、なぜ訂正をするのかということで、そのときは、こういうことをやることがわかっていたけれども、そこから欠落をしていたのか、後でこういうことをやることがわかったから、補足した、その辺はどうなのですか。

【会 長】ご説明ください。

【保護担当課長】大変失礼いたしました。今回、学習支援の報告をするに当たりまして、前回の資料を確認をしておりましたところ、お恥ずかしながら、当初どおり、保護担当課もやらせていただく、また、パソコンの使用もさせていただくというところが欠落しておりまして、まことに申しわけございません。

【会 長】よろしゅうございますか。

ほかにご質問、ご意見、ございませんでしょうか。

それでは、本件も報告事項ですので、了承ということで終了といたします。どうもご苦労さまでした。

終わらせていいのかな。よろしゅうございますかね。特にご意見がないようでしたら、本日の諮問事項と報告事項はすべて審議を終了いたしましたので、終わりにしたいと思います、その前に事務局のほうからご発言があれば。

【区政情報課長】それでは、もう既に配付させていただいておりますが、来月、6月20日が2

回目になります。10時から第3委員会室、お隣の部屋になりますので、よろしくお願いいたします。

なお、第1番目の案件については、次回、頭にかけてさせていただくということでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

【会長】 じゃ、本日はこれをもって終了といたします。どうも長時間ご苦労さまでした。時間の協力にありがとうございます。

午前12時00分閉会